

～佐倉市の若年がん患者とそのご家族のみなさまへ～

若年がん患者 在宅療養支援事業

がんに罹患した39歳以下のかたが、住み慣れた自宅で、安心して日常生活を送ることができるように、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。



利用前の申請が必要です。まずはご相談ください。

【申請・お問合せ窓口】

〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地

佐倉市健康推進課（健康管理センター内）

担当：総務企画班

電話：043-485-6711

FAX：043-485-6714



【対象となる方（次の項目すべてに該当する方）】

<input type="checkbox"/>	39歳以下のかたで、佐倉市に居住し、かつ住民登録のあるかた
<input type="checkbox"/>	がん末期患者（医師が一般に認められている医学所見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断されるかた）で、在宅生活の支援や介護が必要なかた
<input type="checkbox"/>	他の制度によって同様の支援を受けることができないかた

【助成金額】

月額上限 **5万4千円**

（1カ月あたりのサービス利用料の基準を6万円とし、9割相当額を助成）

※生活保護受給者は、月額6万円（10割相当額を助成）

〔留意事項〕

1カ月の助成上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担になります。ご注意ください。

【申請から助成金支給までの流れ（イメージ）】

	流れ	内容
①	事前確認	サービス等の種類の確認と、利用の流れなどを説明
②	利用申請	申請書類をそろえて、健康推進課に提出
③	利用決定の通知	審査・利用決定後、「利用決定通知書」を郵送
④	サービスの利用	
⑤	サービス利用料の支払い	サービス提供事業者等から請求された金額を、一旦お支払いください
⑥	助成金の申請	請求書や添付書類をそろえて、健康推進課に提出
⑦	申請者への支払い	審査後、指定口座に助成金を振り込みます

本事業は、利用前の申請が必要です。
まずは、健康推進課（TEL485-6713）へご連絡ください。



《対象となる支援（サービス）は、右側のページをご覧ください👉》

【対象となる支援（サービス）】 ※介護保険法で利用できるものに準じる

サービス等の種類	内容
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 ・生活援助 ・通院等乗降介助 
訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護 
福祉用具の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす（付属品含む） ・特殊寝具（付属品含む） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり/スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行介助つえ ・歩行器 ・移動用リフト（つり具部分を除く） ・自動排泄処理装置 
福祉用具の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理用具の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 
タクシー運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・通院に係るタクシー運賃 
意見書作成費用	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の意見書作成に係る費用

